

## 1 社随意契約する理由

工 事 名	集排朝第1号 荃太浄化センター 曝気攪拌装置分解整備工事
1 社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第133条第3項第5号の規定による。 (緊急)</p> <p>この工事は、荃太浄化センター内に設置されている曝気攪拌装置の分解整備工事である。</p> <p>この曝気攪拌装置は、ブロワより送り込んだ空気を微細化し酸素を汚水中に溶解させながら、曝気槽内の曝気・攪拌を行う汚水処理において重要な設備であります。</p> <p>また、この曝気攪拌装置は1台のみ設置しており現在曝気・攪拌ができていないため、早急に分解整備を行う必要があります。</p> <p>契約相手方である有限会社 北部衛生社は荃太浄化センターの維持管理業者であり、既に故障箇所を特定し、早急な分解整備が期待されることから1社随意契約することとした。</p>
随意契約の相手方	村上市七湊1817番地 有限会社 北部衛生社 代表取締役 横山 修一